

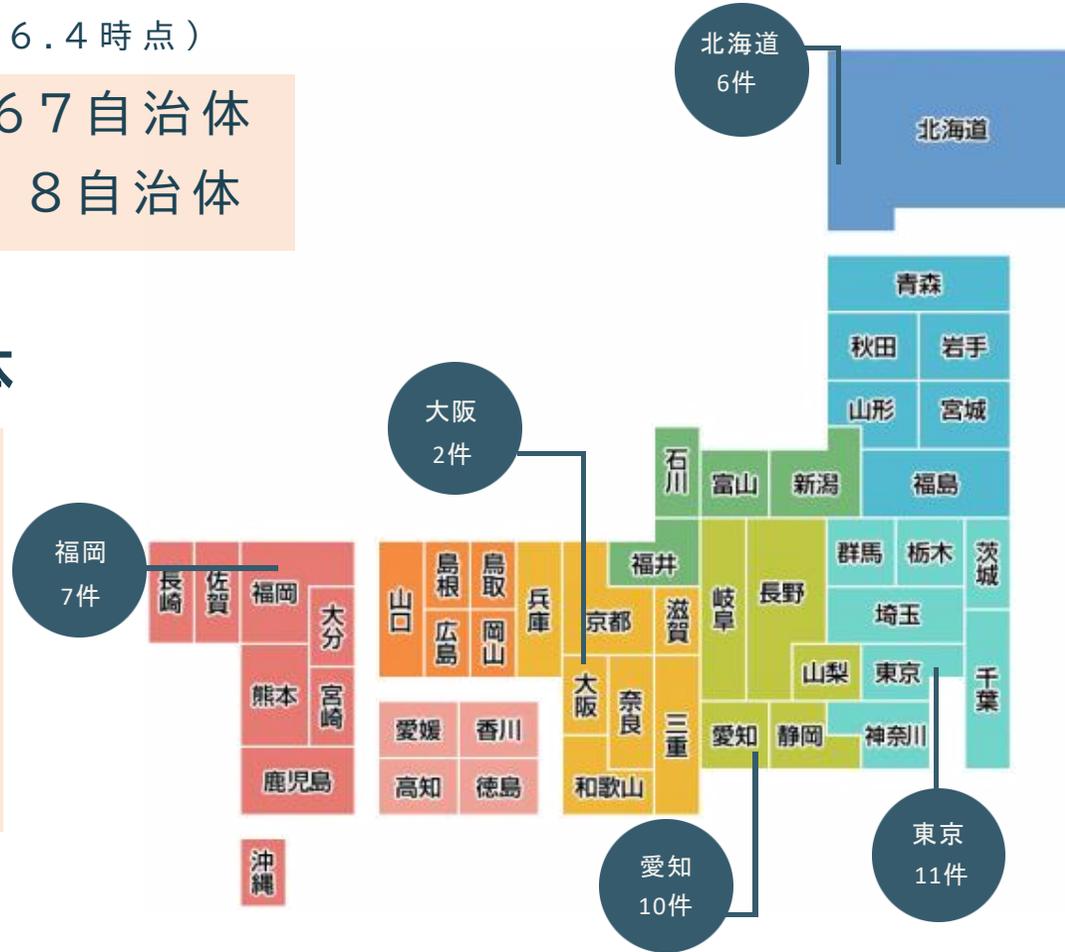
全国のこども権利条例の制定状況

全国での制定数 (R6.6.4時点)

こどもの権利条例※1 67自治体
検討中※2 8自治体

参考にしたい自治体

東京都武蔵野市
大阪府泉南市
兵庫県川西市(救済機関)
兵庫県宝塚市
など



都道府県	件数
東京都	11
愛知県	10
福岡県	7
北海道	6
神奈川県	3
岐阜県	3
富山県	3
栃木県	3
三重県	2
石川県	2
新潟県	2
岩手県	2
大阪府	2
長野県	2
山梨県	2
宮城県	1
青森県	1
奈良県	1
京都府	1
兵庫県	1
埼玉県	1
静岡県	1

※1 子どもの権利条約総合研究所作成の2023年5月現在の64自治体に本市が独自に調査し判明した東京都葛飾区・東京都北区・東京都町田市を加えた。

※2 こどもに関する条例を現在、検討している自治体の数。本市の独自調べによる。(東京都杉並区・三重県桑名市・東京都江東区・北海道石狩市・千葉県千葉市・東京都狛江市・三重県鈴鹿市・滋賀県)

大阪府内のこども権利条例の制定状況

大阪府内のこどもに関する条例の制定数 11自治体
 検討中 1自治体

	市町村	条例	施行期日	条例制定後の取組	その他
1	箕面市	子ども条例	平成11年9月		
2	池田市	子ども条例	平成17年3月		改正を検討
3	大阪府	子ども条例	平成19年4月		
4	大東市	子ども基本条例	平成19年9月		
5	泉南市	☆子どもの権利に関する条例	平成24年10月	せんなん子ども会議 子どもの権利条例委員会	こどもの救済機関を今年度中に設置予定
6	豊中市	子ども健やか育み条例	平成25年4月		
7	四條畷市	子ども基本条例	平成27年12月		
8	和泉市	輝く子どもを育む教育のまち条例	令和3年4月		
9	枚方市	子どもを守る条例	令和4年3月		
10	熊取町	☆子どもの権利に関する条例	令和4年4月		
11	泉佐野市	こども基本条例	令和6年1月	※前頁の子どもの権利条約総合 研究所に記載がある2自治体は条例 名に☆をつけています。	
12	阪南市		検討中		

※(仮称)阪南市こどもの権利に関する条例検討委員会第1回目会議資料【大阪府内「子どもの権利条例」制定市町一覧(令和4年4月現在)】を参考に追記

条例制定により期待できる効果

富田林市こどもの権利条例を制定することで、

市民全体でこどもの権利を理解し尊重する、こども一人ひとりの成長を守り、こどもと一緒に、こどもの最善の利益を優先する社会の実現につながる

① こどもの権利を尊重するまち



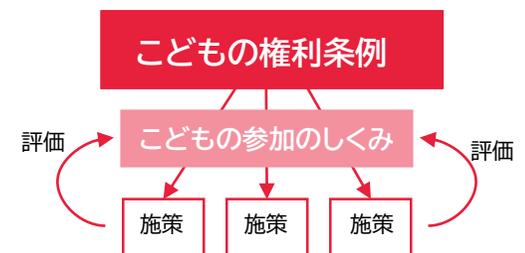
こどもから大人まで多くの市民がこどもの権利を知る機会となり、市民みんなでこどもが権利を使うことができるまちづくりにつながる。

② 役割・責任の明確化と理解の促進



こどもの権利を保障する大人や行政の役割・責任を明確にし、その役割・責任を担う人のこどもの権利への理解を深める。

③ こどもの参加による条例の推進



こどもの参加のしくみのもと、施策等の企画・実施・評価を行い、条例の実現を図る。

すべてのこどもをみんなで支える
富田林版「こどもまんなか社会」の推進につながります

富田林市のめざす条例

富田林市の **みんなで作る** こどもの権利条例



POINT

こども・こどもに関わる当事者・
市民などの意見を反映する



POINT

調査でわかった市の現状や
課題を反映する

(「こどもまんなか社会」の実現に向けたEBPM※)



制定過程を重視する



POINT

条例を制定するだけでは
終わらない



条例の実現に向けた しくみを検討する

条例の制定過程で大切にしたい5つのこと

① 子どもの権利条約やこども基本法、こども大綱を踏まえる

② 「こども」や「こども・子育てに関わる当事者」の声を幅広く収集し、反映する

③ 「声をあげにくいこども(※)」など様々な背景にあるこどもの声を収集し、反映する

※不登校、障がい、いじめ、海外につながりのあるこども、社会的養護のもとに暮らすこども、幼児など

④ こどもにとっての最善の利益を優先する

⑤ 本市の特性や課題など本市の状況を踏まえる

令和6年度の取組(予定)

令和6年度

【こども等の意見を収集し、市の現状や課題を知る期間】

- ・幅広いこどもから意見を集める
- ・子育てに係る市民や保護者、関係機関などこどもに関わる当事者から意見を集める
- ・取り組みを広く発信し、こどもの権利の周知や機運醸成



1 条例検討委員会

重点議題の議論やこどもなどへの意見収集の方法とその反映方法を検討する。(5回実施)



委託

2 こどもアンケート調査

市内にある小学校・中学校・高校の児童生徒に学校を通じて、アンケート調査を実施する。(WEBアンケート)



委託

3 市民アンケート調査

市民(5,000人程度)を無作為に抽出し、二次元バーコードの印字されたハガキを郵送して、アンケート調査を実施する。(WEBアンケート)



4 庁内アンケート・ヒアリング調査

庁内にアンケート及びヒアリング調査を実施する。



委託

5 関係機関ヒアリング

学校や保育園など普段からこどもと関わる関係機関に加え、不登校の支援を行う団体やこどもの相談・支援を担う団体などこども・子育てに関わる関係機関にアンケート・ヒアリングを行う。(約30団体)



委託

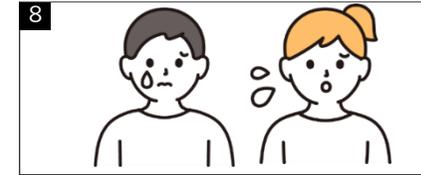
6 こどもワークショップ

令和6年度は、小学生・中学生・高校生を対象にこどもの意見を収集するワークショップを開催する。



7 未就学児ヒアリング

保育園や幼稚園、認定こども園に通うこどもに意見を聴く。



8 声をあげにくいこどもへのヒアリング

不登校、いじめ、障がいのあるこども、海外につながるこども、社会的養護のもと暮らすこどもなど声をあげにくいこどもへのヒアリングを行う。

令和7年度の取組(予定)

令和7年度

【こども等の意見を反映し、条例を作成する期間】

- ・令和6年度に収集した意見を条例に反映する
- ・具体的な条例案の作成
- ・パブリックコメント、シンポジウムや広報ツール作成など条例の周知



条例検討委員会

条例の骨子や素案の作成を行う。こども会議との連携など、各取組との条例への反映方法を検討する。



こども会議

こども会議を実施し、条例前文の作成、条例骨子・素案の検討やシンポジウムでの報告など具体的な条例制定に直接こどもが関わり、意見をいう。



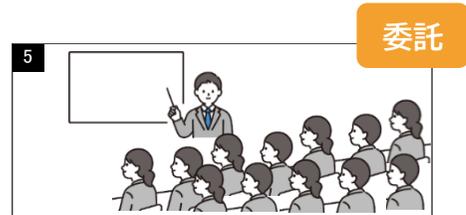
意見交換会・説明会

こどもの権利や骨子案の内容を市民・こども・庁内・関係機関に説明し、意見交換を行う。



条例案骨子への意見募集

骨子への意見をウェブサイトで開催



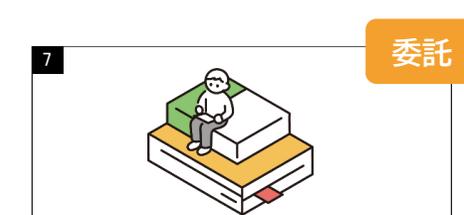
シンポジウム

令和7年12月頃に、こどもの権利条例の素案の説明やこどもワークショップの報告等のシンポジウムを実施。



こども版パブリックコメント

大人に加え、素案に対して、こどもに向けたパブリックコメントを行う。



制定後の広報ツール作成

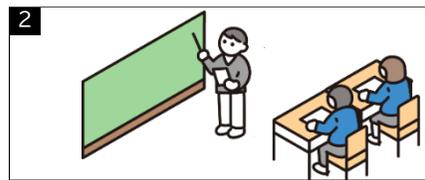
パンフレットや動画など制定後にこどもや市民に普及啓発するツールを作成。

令和6・7年度共通の取組(予定)



1 子どもの権利の啓発

SNS等による子どもの権利条例の制定過程の発信など、子どもや大人への「子どもの権利」の啓発活動を行う。オリジナルロゴマークの作成を予定。



2 小中学校での啓発

小中学校の先生への研修や子どもへの子どもの権利の授業の実施。



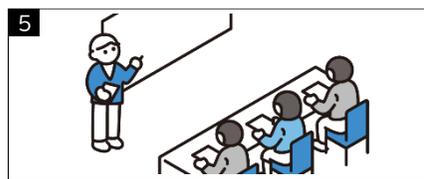
3 生徒会サミット・小学生サミットとの連携

生徒会サミット・小学生サミットで「子どもの権利」をテーマに連携を行う。



4 出前講座

子どもの権利や条例制定に向けての市の動きなどを説明し、市民の子どもの権利への理解を促進する。



5 各種市のイベントとの連携

市が実施するイベントにブース出展など行い、子どもの権利と条例の周知を行う。



6 若者会議との連携

若者会議で「子どもの権利」をテーマに連携を行う。令和6年度は「若者目線で、より子どもに周知できる情報の発信方法・広報物の企画」を考えてもらう。

条例の実現に向けたしくみの検討

制定過程のこども等や委員会の意見をもとに、本市においてこどもの権利を保障するどのようなしくみが必要か検討する。

条例ができました！



条例

市はこどもが安心・安全に暮らせる環境を整える

条例の制定だけでは終わらない

条例

市はこどもが安心・安全に暮らせる環境を整える

検討委員会では、
条例としくみ
を検討する

しくみ

A事業 B事業 C事業

A補助金 B補助金



条例がきちんと守られているか確認できます。

権利が侵害されたときに相談できます。

しくみの例

どうやって実現するか？

条例の推進と評価・検討

条例を踏まえた「(仮称)こども計画」を策定する。策定後、計画が実行されているか評価・検証する方法を検討する 例:こども計画の策定・権利委員会

こどもの参加のしくみ

こどもの声を行政の施策や計画に反映するしくみを検討する 例:こども会議や権利委員会にこども委員として参加

条例を知ってもらうには？

周知と啓発のしくみ

こどもや大人への知ってもらうしくみを検討する 例:こどもの権利の日

権利が侵害されたときは？

相談と救済のしくみ

こどもの権利が侵害された場合の相談窓口や救済方法を検討する

例:こどもオンブズパーソン・権利擁護委員・LINE相談

会議のグランドルール(案)

みんなが安心して自由に意見を述べ合い、
対話と合意を促進していくための会議ルール(案)

- ① 会議の目的と大切にしたい5つのことを前提に議論しましょう
- ② みんなが自由に意見を言える場にしましょう
- ③ わかりづらい言葉が出てきたときは遠慮なく質問しましょう
- ④ 役職や肩書にとらわれず、「さん」づけで呼び合いましょう
- ⑤ 議論が白熱したときは、委員長が調整するので、みんなで協力していきましょう